

財政事情説明書の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例の概要

財政課

1 改正理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定に基づく財政状況の公表については、毎年広報誌や公式ホームページにおいて実施しておりますが、条例で規定する内容が現行の地方自治法や実際の事務と齟齬が生じていることから、この条例を制定するものです。

2 改正内容

- (1) 題名を「七飯町財政状況の公表に関する条例」に改めます。
- (2) 各条に見出しを付します（第1条から第5条関係）。
- (3) 法律名（地方自治法）に法律番号を付し、「財政事情説明書」を「財政状況」とします（第1条関係）。
- (4) 財政状況の公表時期は、4月、10月、12月とします（第2条関係）。
- (5) 公表する内容は、次のとおりとします（第3条関係）。
 - ア 4月に公表するもの 当初予算の概要
 - イ 10月に公表するもの 前年度の決算の概要
 - ウ 12月に公表するもの 4月1日から9月30日までの期間の歳入歳出予算の執行状況等
 - エ その他、必要に応じて財政に関する事項を公表するものとします。
- (6) 財政状況の公表は、次の方法により行うものとします（第4条関係）。
 - ア 町広報誌に掲載する方法
 - イ インターネットの利用により閲覧に供する方法
 - ウ その他町長が必要と認める方法
- (7) その他所要の文言の整理を行います（第1条から第5条関係）。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行します。

4 経過措置

この条例による改正前の条例に基づき公表された財政事情説明書は、この条例による改正後の条例に基づき公表された財政状況とみなす旨の経過措置を設けます。

財政事情説明書の作成及び公表に関する条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>○<u>財政事情説明書の作成及び公表に関する条例</u></p> <p>第1条 <u>地方自治法第243条の3の規定による文書（これを「財政事情説明書」という。）の作成及び公表に関しては、この条例の定めるところによる。</u></p> <p>第2条 <u>財政事情説明書の公表は、毎年3月1日及び9月1日にこれを行うものとする。</u></p> <p>2 <u>天災その他避けることのできないときは、事故のやんだときから1月以内においてその期日を定めてこれを公表しなければならない。</u></p> <p>第3条 <u>前条第1項の規定により3月1日に公表する財政事情説明書においては、前年7月1日から12月31日までの期間における次に掲げる事項を掲載し、且つ財政の動向及び町長の財政方針並びに前年度の決算の状況を明かにするものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>財産公債及び一時借入金の現在高</u></p> <p>(5) <u>その他町長において必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>前条第1項の規定により9月1日に公表する財政事情説明書においては、1月1日から6月30日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載するものとする。</u></p>	<p>○<u>七飯町財政状況の公表に関する条例</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 <u>この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定による歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項（以下「財政状況」という。）の公表に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(公表の時期)</u></p> <p>第2条 <u>財政状況の公表は、毎年4月、10月及び12月に行うものとする。</u></p> <p>2 <u>災害その他のやむを得ないと認める事由により前項の期日までに財政状況を公表することができないときは、町長は当該事由がやんだときから1月以内にその期日を定めて公表しなければならない。</u></p> <p><u>(公表事項)</u></p> <p>第3条 <u>前条第1項の規定により12月に公表する財政状況は、4月1日から9月30日までの期間の次に掲げる事項を掲載するものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>財産、町債及び一時借入金の現在高</u></p> <p>(5) <u>その他町長が必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>前条第1項の規定により4月及び10月に公表する財政状況は、4月に公表するものにあつては同月の属する年度の当初予算の概要を、10月に公表するものにあつては同月の属する年度の前年度の決算の概要を公表するものとする。</u></p>

改正前

第4条 財政事情説明書の写は、その公表の日から1年間何人も町長の指定する場所においてそれを閲覧することができる。

2 前項の規定による閲覧の請求及びその方法に関し必要な事項は、町長がこれを定める。

第5条 この条例に定めるものの外、財政事情説明書の作成及び公表の手續に関し、必要な事項は、町長がこれを定める。

附 則

1・2 (略)

改正後

3 前2項に定めるもののほか、町長は、各年度における財政に関する事項を必要に応じて公表するものとする。

(公表の方法)

第4条 財政状況の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 町広報誌に掲載する方法

(2) インターネットの利用により閲覧に供する方法

(3) その他町長が必要と認める方法

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、財政状況の公表に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1・2 (略)